

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備
1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
1 学校等における取組	1	各学校等における人権教育の推進を図ります。	①中学校区ごとに、指導主事、教育指導講師が訪問し、授業公開や研究協議を通じて教職員の指導力向上を図ります。 ②保育所、幼稚(保)園、小中学校、義務教育学校、女子高への申請訪問指導を行い、人権教育の推進を図ります。	①中学校区ごとに、指導主事、教育指導講師が訪問し、授業公開や研究協議を通じて教職員の指導力向上を図った。 ・訪問回数：15校区、 314人参加 ②保育所、幼稚(保)園、小中学校、義務教育学校、女子高への申請訪問指導を行い、人権教育の推進を図った。 ・訪問回数：26回、261人参加	概ね順調に進捗。 引き続き、人権課題の最新の状況を学校訪問に反映させる取組が必要である。	①中学校区ごとに、指導主事、教育指導講師が訪問し、授業公開や研究協議を通じて教職員の指導力向上を図ります。 ②保育所、幼稚(保)園、小中学校、義務教育学校、女子高への申請訪問指導を行い、人権教育の推進を図ります。	
基本方針 P7～P8	2	人権教育活動推進校・園及び人権教育小中一貫活動実施校における取組の成果を活かし、人権教育の推進を図ります。	①人権教育活動推進校・園及び人権教育小中一貫活動実施校における取組の成果を人権教育指導資料としてまとめ、他校への波及を図ります。	①人権教育活動推進校・園及び人権教育小中一貫活動実施校における取組の成果を人権教育指導資料としてまとめ、他校への波及を図る。 ・人権教育活動事業推進校園：13校園 ・小中一貫活動実施校：3学園 ・人権教育指導資料の作成	概ね順調に進捗。 引き続き、各校・園の取組成果を、教職員研修、学校訪問等に反映させる取組が必要である。	①人権教育活動推進校・園及び人権教育小中一貫活動実施校における取組の成果を人権教育指導資料としてまとめ、他校への波及を図ります。	
	3	教職員に対する人権教育研修の充実を図ります。	①教職員の人権意識を高めるため、各種教職員研修、人権教育講演会等を計画的に実施します。 《研修会の開催》 5回 《講演会の開催》 1回	①教職員の人権意識を高めるため、各種教職員研修、人権教育講演会等を計画的に実施した。 ・教職員研修実施：4回、203人参加 ・講演会開催：1回	概ね順調に進捗。 引き続き、各校・園の取組成果を、教職員研修に反映させる取組が必要である。	①教職員の人権意識を高めるため、各種教職員研修、人権教育講演会等を計画的に実施します。 《研修会の開催》 5回 《講演会の開催》 1回	
	4	幼児児童生徒に対する進路保障の推進を図ります。	①児童生徒支援研修会を年間を通じて開催し、児童生徒の進路保障の充実に努めます。 （原則として月1回開催）	①児童生徒支援研修会を年間を通じて開催し、児童生徒の進路保障の充実に努めた。 ・研修会の実施：6回	概ね順調に進捗。 対象校、研修回数等の見直しが必要である。	①児童生徒支援研修会を年間を通じて開催し、児童生徒の進路保障の充実に努めます。 （原則として月1回開催）	
	5	家庭、地域、関係機関等との連携体制の充実を図ります。	①各校・園において、PTA対象の人権研修や授業公開への地域関係者の参加呼びかけなどを実施します。	①各校・園において、PTA対象の人権研修や授業公開への地域関係者の参加呼びかけを行い、ほとんどの学校訪問で地域等の参加を得た。	概ね順調に進捗。 引き続き、学校人権教育の場への地域等の参加を求めている必要がある。	①各校・園において、PTA対象の人権研修や授業公開への地域関係者の参加呼びかけなどを実施します。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備
1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
2 地域社会における取組 基本方針 P8～P10	1	各「地域人権教育推進協議会」や公民館等と連携し、各地域における人権教育及び人権啓発の推進を図ります。	①公民館や地域人権教育推進協議会と連携し、各地域において啓発資料の作成、指導者の育成等を実施し、地域における人権教育及び人権啓発活動を推進します。 《地域人権教育推進協議会における取組》 ＊総会、役員会、専門部会等の開催 ＊研修会の開催 ＊公民館だよりや地域人推協だより等広報紙の発行 ＊地域の特色を活かした公民館ブロックごとの合同研修会や交流事業、ポスターやパネル展示等	①公民館や地域人権教育推進協議会と連携し、各地域において啓発資料の作成、指導者の育成等を実施し、地域における人権教育及び人権啓発活動を推進に努めた。 《地域人権教育推進協議会における取組》 ・総会、役員会、専門部会等の開催 ・研修会の開催 ・公民館だよりや地域人推協だより等広報紙の発行 ・地域の特色を活かした公民館ブロックごとの合同研修会や交流事業、ポスターやパネル展示等	概ね達成できた。	①公民館や地域人権教育推進協議会と連携し、各地域において啓発資料の作成、指導者の育成等を実施し、地域における人権教育及び人権啓発活動を推進します。 《地域人権教育推進協議会における取組》 ＊総会、役員会、専門部会等の開催 ＊研修会の開催 ＊公民館だよりや地域人推協だより等広報紙の発行 ＊地域の特色を活かした公民館ブロックごとの合同研修会や交流事業、ポスターやパネル展示等	
	2	松江市地域人権教育推進協議会連合会などにおいて、研修や情報交換、視察等を行い、地域におけるリーダー育成や地域間の交流を図るなど、全市的な取組を実施します。	①市全体の連合会組織である松江市地域人権教育推進協議会連合会において研修や情報交換、視察等を行い、全市的な人権教育・啓発活動の充実を図ります。 《松江市地域人権教育推進協議会連合会における取組》 ＊理事会、全員協議会、代表者会等の開催 ＊地域におけるリーダー育成のための視察研修 ＊研修会の開催 ＊各地域の取組の情報交換	①市全体の連合会組織である松江市地域人権教育推進協議会連合会において研修を行い、全市的な人権教育・啓発活動の充実を図った。 《松江市地域人権教育推進協議会連合会における取組》 ・理事会、全員協議会、代表者会 ・研修会の開催	概ね達成できた。	①市全体の連合会組織である松江市地域人権教育推進協議会連合会において研修や情報交換、視察等を行い、全市的な人権教育・啓発活動の充実を図ります。 《松江市地域人権教育推進協議会連合会における取組》 ＊理事会、全員協議会、代表者会等の開催 ＊地域におけるリーダー育成のための視察研修 ＊研修会の開催 ＊各地域の取組の情報交換	
	3	「人権を考える市民の集い」等の市民啓発事業を実施し、幅広い市民に啓発の機会を提供します。	①「人権を考える市民の集い」や「市民人権講座」などについて、様々な人権課題に対応できるようにテーマを設定して実施します。 ②ポスターやチラシを作成し、公民館をはじめとする関係機関へ配布したり、ホームページや市報松江等を利用したりして周知を図ります。	①「人権を考える市民の集い」や「市民人権講座」などについて、様々な人権課題に対応できるようにテーマを設定して実施した。 ②ポスターやチラシを作成し、公民館をはじめとする関係機関へ配布したり、ホームページや市報松江等を利用したりして周知を図った。	①概ね達成できた。 ②HP、市報まつえ等を利用し啓発を進めた。	①「人権を考える市民の集い」や「市民人権講座」などについて、様々な人権課題に対応できるようにテーマを設定して実施します。 ②ポスターやチラシを作成し、公民館をはじめとする関係機関へ配布したり、ホームページや市報松江等を利用したりして周知を図ります。	
	4	「市報松江」をはじめ、マスメディア、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、市民広報を推進します。	①人権週間に合わせて市報松江において特集記事を掲載したり、ホームページ上にもその内容を掲載したりするなど、広く市民に啓発できるような手法を実施します。	①人権週間に合わせて市報松江において特集記事を掲載し、広く市民に啓発できるような手法を実施した。また、随時ホームページに講演会の案内等を掲載した。 （市報12月号に特集記事掲載）	①概ね達成できた。	①人権週間に合わせて市報松江において特集記事を掲載したり、ホームページ上にもその内容を掲載したりするなど、広く市民に啓発できるような手法を実施します。	
	5	より多くの市民が啓発の機会に接し、人権問題の解決を自らの課題として認識できるよう、魅力ある啓発手法の創意工夫を図ります。	①人権啓発広報紙「Only One」を発行し、ホームページ等に掲載するほか、広く配布して人権意識の向上を図ります。 《人権啓発広報紙の発行》 年2回 ②出前講座や市民人権講座等の研修を積極的に実施し、幅広い啓発を行います。	①人権啓発広報紙「Only One」を発行し、ホームページ等に掲載するほか、広く配布して人権意識の向上を図った。 《人権啓発広報紙の発行》 年2回 ②出前講座や市民人権講座等の研修を積極的に実施し、幅広い啓発を実施した。 ・「市民人権講座」：年3回(新型コロナウイルス感染症の影響で中止2回) ・出前講座実施回数 22回 参加者数 720人	概ね達成できた。	①人権啓発広報紙「Only One」を発行し、ホームページ等に掲載するほか、広く配布して人権意識の向上を図ります。 《人権啓発広報紙の発行》 年2回 ②出前講座や市民人権講座等の研修を積極的に実施し、幅広い啓発を行います。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備

1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
2 地域社会 における取組 基本方針 P8～P10	6	自主的に人権問題に取り組む市民、N P O、公民館をはじめとする地域団体や国や島根県などの行政機関などと相互の連携と情報交換を進め、課題の解決に向けて実効性のある取組を進めます。そして、広がりをもった市民啓発を行います。その取組によって多くの市民に人権尊重の機運の醸成を図ります。	①啓発に関わるポスター、チラシ等を相互に連携してより広い範囲に配布します。 ②県や人権問題に取り組んでいる団体などが開催する研修会の情報を地域に提供するなどして、広がりを持った取組を行います。 ③日頃交換する情報を啓発事業の実施内容や講師の選定に活かしたりするなど、課題の解決に向けて取組を実施します。	①啓発に関わるポスター、チラシ等を相互に連携してより広い範囲に配布を行った。 ②県や人権問題に取り組んでいる団体などが開催する研修会の情報を地域（公民館、隣保館等）に提供するなどして、広がりを持った取組を行った。 ③日頃交換する情報を啓発事業の実施内容や講師の選定に活かしたりするなど、課題の解決に向けて取組を実施した。	概ね達成できた。	①啓発に関わるポスター、チラシ等を相互に連携してより広い範囲に配布します。 ②県や人権問題に取り組んでいる団体などが開催する研修会の情報を地域に提供するなどして、広がりを持った取組を行います。 ③日頃交換する情報を啓発事業の実施内容や講師の選定に活かしたりするなど、課題の解決に向けて取組を実施します。	
	7	若い世代が多く参加する団体との連携や会合・イベント等の機会を活用した啓発の実施などにより、若い世代に対する啓発に努めます。	①若い世代を含め様々な年代の方が参加する夏祭り等において、啓発活動を行います。 ②保護者対象の出前講座などを通じて啓発を実施します。	②保護者対象の出前講座などを通じて啓発を実施した。 ・出前講座実施回数 2回 参加者数 73人（保護者）	①新型コロナウイルス感染症の拡大により、夏祭り等での啓発活動はできなかった。 ②概ね達成できた。	①若い世代を含め様々な年代の方が参加する夏祭り等において、啓発活動を行います。 ②保護者対象の出前講座などを通じて啓発を実施します。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備

1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
3 家庭における取組 基本方針 P10～ P11	1	家庭教育に関する学習機会や情報の提供については、保護者としてどのように子どもと向き合えば良いのか、保護者としての役割や子どもとのかかわり方について気づくことができるような啓発を実施します。	①保育所や幼稚園において保護者を対象とした出前講座を実施します。 ②家庭教育に携わる人同士が交流しながら、保護者の役割やこどもとの関わり方について気づくことを目的とした、参加型の研修（通称「親楽プログラム」）を実施します。 また、親楽プログラムの進行役である親楽ファシリテーターの養成を図ります。 《具体的活動》 ＊親楽プログラム：随時 ＊親楽ファシリテーター養成講座：6月21日 ＊親楽ファシリテーターの意見交換会（通称：親楽カフェ）：随時 ＊親楽ファシリテーター通信「Studio "F"」発行：4回 ＊社会教育主事通信「縁」発行：12回	①保育所や幼稚園において保護者を対象とした出前講座を実施した。出前講座実施回数 2回 参加者数 82人 ② ・親楽プログラム：11回実施 ・親楽ファシリテーター養成講座：6月21日 ・親楽ファシリテーターの意見交換会（通称：親楽カフェ）：10回 ・親楽ファシリテーター通信「Studio "F"」発行：3回 ・社会教育主事通信「縁」発行：10回	①概ね順調に進捗。 ②親楽ファシリテーター養成講座について、新型コロナウイルスの影響により、参加者数が例年よりも少なかったが、参加者が少ないことで1人1人へ手厚いサポートができた。また親楽カフェや通信の発行により、親楽ファシリテーター同士のつながりを広げ、関係づくりを促すことができた。 令和4年度は研修会等における親楽プログラムの依頼が増え、参加者も増加した。来年度は、親楽プログラムについて周知を徹底し、実施回数の回復に努める。また、引き続き養成講座、親楽カフェ、通信発行を行うことにより、親楽ファシリテーターの資質向上や新規者増員を図っていく。	①保育所や幼稚園において保護者を対象とした出前講座を実施します。 ②家庭教育に携わる人同士が交流しながら、保護者の役割やこどもとの関わり方について気づくことを目的とした、参加型の研修（通称「親楽プログラム」）を実施します。 また、親楽プログラムの進行役である親楽ファシリテーターの養成を図ります。 《具体的活動》 ＊親楽プログラム：随時 ＊親楽ファシリテーター養成講座：2回(6月、10月) ＊親楽ファシリテーターの意見交換会(通称：親楽カフェ)：随時 ＊親楽ファシリテーター通信「Studio "F"」発行：4回 ＊社会教育主事通信「縁」発行：12回	・総合計画実施計画 ・第2期松江市こども・子育て支援事業計画
	2	様々な困難を抱える子ども・若者や悩みを持つ保護者に対する相談事業については、指導助言、学習支援、就労支援など、必要に応じて多方面からアプローチすることにより、家庭の教育力向上につながるよう継続的に支援を行います。	①様々な困難を抱えるこども・若者や保護者などの悩み相談を受け、助言・指導、学習支援、就労支援、必要に応じて専門機関を紹介するなど継続的な支援をします。また、困難を抱えるこども・若者を総合的に支援するために組織された松江市青少年支援連絡会において、実務担当者を対象とした青少年支援セミナーを開催し、適切な支援を行うことができる人材の養成を図ります。 さらに、それぞれの機関・団体の実務担当者による援助・支援の方向性を検討する「事例検討会（ケースカンファレンス）」を開催します。 《実施回数》 ＊セミナー 3回 ＊ケースカンファレンス 1回 ②発達や行動面等に心配のある3歳（年少児）から小学2年生までの幼児児童の保護者に対して、講義や演習による子育て支援講座「のべのべ講座」を実施します。 《実施回数》 ＊新型コロナウイルス感染症対策のため、前期・後期2グループ、各グループ6人程度の定員で全8回講座で実施。	①様々な困難を抱えるこども・若者や保護者などの悩み相談を受け、助言・指導、学習支援、就労支援、必要に応じて専門機関を紹介するなど継続的な支援を行った。 また、困難を抱えるこども・若者の支援を行っている機関・団体の実務担当者を対象に、青少年支援セミナーを開催し、人材の養成を図った。 ・セミナーの実施 3回（115人参加） ②発達や行動面等に心配のある3歳（年少児）から小学2年生までの幼児児童の保護者に対して、子育て支援講座「のべのべ講座」を実施した。 《実施回数》 ・前期1グループ、後期2グループで11人が参加。	①概ね順調に進捗。 相談者に寄り添った相談及び支援活動を継続的に行った結果、高校(通信制含む)への進学や就労といった成果につながった。 引き続き関係機関とのネットワークを強化し、切れ目ない支援体制を構築する必要がある。 ②概ね順調に進捗。 引き続き、子育てに難しさを感じている保護者に対し、こどもの特性やより良いかかわり方についての理解を促し、家庭の教育力向上につながる取組が必要である。	①様々な困難を抱えるこども・若者や保護者の悩み相談を受け、助言・指導、学習支援、就労支援、必要に応じて専門機関を紹介するなど継続的な支援をします。また、困難を抱えるこども・若者を総合的に支援するために組織された松江市青少年支援連絡会において、実務担当者を対象とした青少年支援セミナーを開催し、適切な支援を行うことができる人材の養成を図ります。 さらに、それぞれの機関・団体の実務担当者による援助・支援の方向性を検討する「事例検討会（ケースカンファレンス）」を開催します。 《実施回数》 ＊セミナー 2回 ＊ケースカンファレンス 1回 ②発達や行動面等に心配のある3歳（年少児）から小学2年生までの幼児児童の保護者に対して、講義や演習による子育て支援講座「のべのべ講座」を実施します。 《実施回数》 ＊前期・後期2グループ、各グループ10人程度の定員で全8回講座で実施。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備
1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
3 家庭における取組 基本方針 P10～ P11	3	電子メディア機器との長時間の接触や有害情報の閲覧が子どもに及ぼす影響を踏まえ、家庭において子どもの健全な発達を優先にした利用の工夫や保護者が子どもとともに望ましい情報活用能力を育てるよう支援します。	①各校（学園）におけるメディアコントロールウィーク(※)の推進をします。 ※電子メディア利用時間を減らし生活習慣を見直す週間 ②各校における保護者研修会、学校保健委員会、保護者面談等の既存事業の活用をします。 ③松江市PTA連合会と連携した講演会を実施します。 ④保育所等職員や保護者に対して乳幼児のメディア接触についての研修会を継続して実施し、啓発を図ります。 予定回数 25回	①松江市立の全学校でメディアコントロールウィークの取組を実施した。学園単位の異校種間で連携して取り組んでいる学校もあった。 ②各学校では、保護者向けの研修会を開催したり、学校保健委員会で、メディアについて取り上げ、学校、家庭、地域が一緒になって、こどものメディア接触や生活習慣について考える機会となった。 ③松江市PTA連合会と連携した、保護者向けのメディア教育講演会を開催した。 ④島根のこどもとメディアを考える会の専門講師による研修会の実施 22回開催（22施設、延べ参加者数509人） 内容：乳幼児期のこどもの身体や脳の発達などメディアの及ぼす影響やメディアとの正しい付き合い方など 対称：保護者、職員、年中・年長児	①市立の全学校でメディアコントロールウィークの取組を実施した。また、学園単位の異校種間で連携して取り組んでいるところもあり、学校と家庭が一緒になり取り組むことができ有効であった。 ②メディア学習推進員とともに、メディア学習を公開授業日に行ったり、学校保健委員会でメディアについて取り上げたりするなど、保護者にも身近な課題として意識を持ってもらうことができた。 ③令和3年度はコロナ禍により中止した松江市PTA連合会と連携した保護者向けの講演会を令和4年度は実施することができた。引き続き、PTA連合会と連携をとり、多くの参加を求めている。 ④保護者・職員向けの研修では、メディアの及ぼす様々な影響やスキップの重要性について具体的に学ぶことができ有意義だったとの意見が多数あった。また、園児向けの研修では、基本的生活習慣にからめてメディアとのかわり方について考えるよい機会となっている。 引き続き、同様の方針で実施する。	①各校（学園）におけるメディアコントロールウィーク(※)の推進をします。 ※電子メディア利用時間を減らし生活習慣を見直す週間 ②各校における保護者研修会、学校保健委員会、保護者面談等の既存事業の活用をします。 ③松江市PTA連合会と連携した講演会を実施します。 ④保育所等職員や保護者に対して乳幼児のメディア接触についての研修会を継続して実施し、啓発を図ります。 予定回数 25回	
	4	乳幼児期からの健康的な生活習慣や食習慣の定着を図るため、地域の乳幼児教室や乳幼児健診等の機会をとらえ、保護者に対する助言や意識啓発を行い、その育成・定着を図ります。	①乳幼児健診や各地区の乳幼児学級、相談等の地区活動、地域子育て支援拠点事業において、保護者も含めた健康づくりとして、食習慣や歯みがき習慣などの健康教育や相談を引き続き実施します。また、SNSを活用した啓発を行います。 ②保育所・幼稚園・認定こども園や関係課・関係機関と連携し、保育施設における乳幼児期の母子への食育・歯育の取組の充実を図ります。	離乳食と歯の教室や各地区の乳幼児学級などの集団教育や、乳幼児健診や乳幼児健康相談での個別相談、子育て支援センター公式Facebookでの発信など、各事業を活用した啓発ができた。 ・乳幼児健診受診者数：4か月児健診1,373人、1歳6か月児健診1,474人、3歳児健診1,401人 ・離乳食と歯の教室：参加者数644人(321組) ・乳幼児健康相談：参加者数1,356人(662組) ・地域子育て支援拠点事業：回数13回、参加者数188人。「あいあい」「おもちゃの広場」で食育に関する掲示を毎月行った。	概ね順調に進捗 乳幼児健診や各種教室、またSNS等を活用して、親子の健康づくりについての保健指導や意識啓発を広く行っているが、新型コロナウイルスの影響により、各種教室等の利用人数や時間の制限や、実践形式での内容は中止したりと、規模を縮小せざるを得なかった。 また、保育所入所率の増加に伴い、教室・講座等への参加者は減少傾向にあるため、保育施設と連携した啓発事業を検討する必要がある。	①乳幼児健診や各地区の乳幼児学級、相談等の地区活動、地域子育て支援拠点事業において、保護者も含めた健康づくりとして、食習慣や歯みがき習慣などの健康教育や相談を引き続き実施します。また、SNSを活用した啓発を行います。 ②保育所・幼稚園・認定こども園や関係課・関係機関と連携し、保育施設における乳幼児期の母子への食育・歯育の取組の充実を図ります。	・第2期松江市こども・子育て支援事業計画 ・第2次健康まつえ21基本計画
	5	子育て支援・家庭教育支援を目的とした研修においては、参加型学習の手法を用いて、参加者同士の交流を図り、保護者同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築に努めます。	①保護者同士や学校等とのつながりをつくるために、保育所や小学校等の保護者を対象に参加型の研修（通称「親楽プログラム」）を開催します。 ＊参加型の研修（通称「親楽プログラム」）：随時	①参加型の研修（通称「親楽プログラム」）：11回	【再掲：「家庭における取組」重点的な取組1】 令和4年度は研修会等における親楽プログラムの依頼が増え、参加者も増加した。来年度は、親楽プログラムについて周知を徹底し、実施回数の回復に努める。また、引き続き養成講座、親楽カフェ、通信発行を行うことにより、親楽ファシリテーターの資質向上や新規者増員を図っていく。	①保護者同士や学校等とのつながりをつくるために、保育所や小学校等の保護者を対象に参加型の研修（通称「親楽プログラム」）を開催します。 ＊参加型の研修（通称「親楽プログラム」）：随時	・総合計画実施計画 ・第2期松江市こども・子育て支援事業計画

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備
1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
4 企業等における取組 基本方針 P11～ P12	1	企業等において、自主的な職場内研修の取組が促進されるよう、情報提供、指導助言、講師派遣等を実施します。	①講師紹介などの情報提供や研修内容の指導を行ったり、講師を派遣し出前講座を実施したりすることを通じ、人権意識の高い企業内の取組の充実を図ります。	①講師紹介などの情報提供や研修内容の指導を行ったり、講師を派遣し出前講座を実施したりすることを通じ、人権意識の高い企業内の取組の充実を図った。 ・出前講座 6件	概ね達成できた。	①講師紹介などの情報提供や研修内容の指導を行ったり、講師を派遣し出前講座を実施したりすることを通じ、人権意識の高い企業内の取組の充実を図ります。	
	2	松江公共職業安定所等の関係機関と連携し、公正採用選考人権啓発推進員研修、企業内人権同和問題トップセミナー等を開催し、公正採用選考の徹底及び職場内研修の促進を図ります。	①松江公共職業安定所が実施する公正採用選考人権啓発推進員研修会等において、公正採用選考の徹底を図るとともに、様々な人権課題について啓発を行います。	①松江公共職業安定所が実施する公正採用選考人権啓発推進員研修会並びに企業内人権同和問題トップセミナーを開催した。松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会の会員へは、公正採用選考に関する資料を送付し情報提供を行った。	概ね達成できた。	①松江公共職業安定所が実施する公正採用選考人権啓発推進員研修会等において、公正採用選考の徹底を図るとともに、様々な人権課題について啓発を行います。	
	3	近年の雇用環境の変化を踏まえ、正規雇用労働者だけでなく、非正規雇用労働者等に対しても、職場内研修が行われるよう企業等に働きかけます。	①公正採用選考人権啓発推進員研修会や松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会を通じて、企業の自主性による職場内研修を呼びかけます。	①松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会を通じて、企業の自主性による職場内研修の呼びかけを行った。	概ね達成できた。	①公正採用選考人権啓発推進員研修会や松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会を通じて、企業の自主性による職場内研修を呼びかけます。	
	4	「松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会」の自主的な活動を支援し、企業等の人権研修活動の活性化を図るとともに、未加盟の企業に対し積極的に加入を促します。	①松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会の事務局として、情報提供や研修等を実施し、協議会における取組を支援します。未加盟の企業に対しては、公正採用選考人権啓発推進員研修会において加入を呼びかけたり、会員企業等を通じて入会の案内をしたりします。 （令和4年4月現在：101社加盟） 《松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会における取組》 ＊理事会、総会の実施 ＊研修会の開催 ＊視察研修の実施 ＊企同協だよりの発行 ＊県や人権問題に取り組んでいる団体などが開催する研修会の情報提供や参加費助成	①松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会の事務局として、情報提供や研修等を実施し、協議会における取組を支援した。未加盟の企業に対しては、会員企業等を通じて入会の案内を行った。 （令和5年4月現在：98社加盟） 《松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会における取組》 ・研修会 2回実施（会場とオンラインで実施） ・視察研修の実施 ・企同協だよりの発行、新規DVD購入等 ・人権問題に取り組んでいる団体などが開催する研修会の情報提供	リモートでも参加できる研修会やオンライン講演会など、コロナ禍でも参加しやすい方法を検討していく必要がある。	①松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会の事務局として、情報提供や研修等を実施し、協議会における取組を支援します。未加盟の企業に対しては、公正採用選考人権啓発推進員研修会において加入を呼びかけたり、会員企業等を通じて入会の案内をしたりします。 （令和5年4月現在：98社加盟） 《松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会における取組》 ＊理事会、総会の実施 ＊研修会の開催 ＊視察研修の実施 ＊企人協だよりの発行 ＊県や人権問題に取り組んでいる団体などが開催する研修会の情報提供や参加費助成	
	5	「えせ同和行為」等の情報連絡を積極的に行い、根絶を図ります。	①えせ同和行為根絶に関する資料やセミナーの開催案内等について松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会加盟企業へ情報提供を行います。	①えせ同和行為根絶に関する資料やセミナーの開催案内等について松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会加盟企業へ情報提供を行った。	概ね達成できた。	①えせ同和行為根絶に関する資料やセミナーの開催案内等について松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会加盟企業へ情報提供を行います。	
	6	近年急速に関心が高まっているCSR活動において、人権問題への取組をCSRの重要な要素として位置付けたいと、CSRへの関心を高める機運の醸成を図ります。	①企業間での情報共有を図り、企業に出向き出前講座を実施します。 ②研修や視察研修等を実施したり、情報提供を通じて企業のCSRへの関心を高める取組を行います。	①企業間での情報共有を図り、企業・事業所に出向き出前講座を実施した。 ・出前講座 3件 ②企同協では、研修会を2回実施、視察研修を実施した。	概ね達成できた。	①企業間での情報共有を図り、企業に出向き出前講座を実施します。 ②研修や視察研修等を実施したり、情報提供を通じて企業のCSRへの関心を高める取組を行います。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備

1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
	7	企業等において、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどをはじめとする様々なハラスメントのない職場づくりを推進するように働きかけます。	①松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会等へ出前講座の案内やパンフレットを配布します。	①松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会へ出前講座の案内やパンフレットを配布した。	概ね達成できた。	①松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会等へ出前講座の案内やパンフレットを配布します。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備

1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
5 隣保館における取組 基本方針 P13	1	相談・自立支援の拠点施設として、生活上の相談や人権に関わる相談に応じ適切な指導助言を行うことで各種課題の実態把握・解決、自立支援を進めます。また、各種相談関係機関との連携を強化します。	①指導職員等を中心として、各種相談に応じ指導助言を行います。 ②各種専門機関との連携強化を図ります。	①・②指導職員等を中心に、各種相談に応じ指導・助言を行った。また、必要に応じて各種関係機関との連携強化を図った。 ・相談件数：菅田94件、松尾64件、福原96件	概ね順調に進捗。 各種関係機関と連携を図りながら相談に応じ、指導助言を行うことができた。	①指導職員等を中心として、各種相談に応じ指導助言を行います。 ②各種専門機関との連携強化を図ります。	・松江市隣保館設置条例
	2	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、隣保館の3館が相互に情報交換・連携しながら、関係機関とともにあらゆる人権問題の解決促進を図ります。	①地域交流事業として、周辺地域との交流研修会に加え、高齢者等の交流や会館まつりの拡充、乳児やその保護者を対象とした事業を実施します。 ②隣保館3館と人権男女共同参画課で、相互に情報交換や情報提供を行うための会を定期的に実施します。	①交流事業として周辺地域との交流研修会を実施するとともに、高齢者等の交流、乳児やその保護者を対象とした事業を実施した。 ・地域交流事業：菅田10回、松尾20回、福原3回 ・研修会：菅田2回、松尾1回、福原1回 ・各種教室：菅田67回、松尾64回、福原82回 ②隣保館3館と人権男女共同参画課間で、情報交換や情報提供を行うための会を定期的に実施した。 ・実施回数：年6回	概ね順調に進捗。 ①参加者が固定化していることから、参加者の呼びかけを含め、隣保館事業のあり方を検討する必要がある。 ②引き続き、情報交換や情報提供を行う会を定期的に実施する必要がある。	①地域交流事業として、周辺地域との交流研修会に加え、高齢者等の交流や会館まつりの拡充、乳児やその保護者を対象とした事業を実施します。 ②隣保館3館と人権男女共同参画課で、相互に情報交換や情報提供を行うための会を定期的に実施します。	・松江市隣保館設置条例
	3	人権啓発・情報発信の拠点施設として、学習会等の開催、広報誌の発行等により、積極的に啓発・広報事業を進めます。来館研修はもとより、講師派遣、出張研修等についても積極的に対応します。	①研修会等の実施や広報紙（年1回の機関紙、毎月の会館だより等）の発行により、啓発及び広報事業の推進を図ります。 ②学校や市職員、他地域や行政機関などへの講師派遣や出張研修等についても積極的に対応します。	①研修会等の実施や広報誌の発行により、啓発及び広報事業の推進を図った。 ・研修会：菅田2回、松尾1回、福原1回 ・広報誌：年1回（各隣保館） ・会館だより：月1回（各隣保館） ②学校や市職員、他地域や行政機関などへの講師派遣や出張研修を行った。 ・来館研修：菅田5回、松尾5回、福原9回 ・出張研修（講師派遣）：菅田3回、福原7回	概ね順調に進捗。 人権啓発・情報発信の拠点施設として、引き続き積極的に啓発・広報事業を進める必要がある。	①研修会等の実施や広報紙（年1回の機関紙、毎月の会館だより等）の発行により、啓発及び広報事業の推進を図ります。 ②学校や市職員、他地域や行政機関などへの講師派遣や出張研修等についても積極的に対応します。	・松江市隣保館設置条例
	4	町内会・自治会等、公民館、社会福祉協議会、地域、学校の関係機関・各種団体とも積極的に連携し、事業を推進します。	①各種関係機関や団体と積極的に連携し、各種事業（会館まつりや交流事業、こども会、乳児とその保護者を対象とした事業など）の推進を図ります。	①各種関係機関や団体と連携し、各種事業（交流事業、乳児とその保護者を対象とした事業など）の推進を図った。 ・地域交流事業：菅田10回、松尾20回、福原3回 ・各種教室：菅田67回、松尾64回、福原82回	概ね順調に進捗。 参加者が固定化していることから、各種関係機関や団体と連携し、幅広い呼びかけを行う。隣保館事業のあり方についても検討を重ねる。	①各種関係機関や団体と積極的に連携し、各種事業（会館まつりや交流事業、こども会、乳児とその保護者を対象とした事業など）の推進を図ります。	・松江市隣保館設置条例

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備
1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
6 市職員及び教職員等(特定職業従事者)に対する取組 基本方針P13～P15	1	年次的・段階的な人権研修の実施等、体系的な研修プログラムを構築し、長期間研修を受けない者がいないよう計画的な職員研修を進めます。	①人権研修については、年齢区分による計画的な全職員研修を実施します。	①人権研修については、年齢区分による計画的な全職員研修を実施した。	人権研修については、年齢区分による計画的な全職員研修を実施した。	①人権研修については、年齢区分による計画的な全職員研修を実施します。	
	2	基本的な人権研修に加え、各職場の業務の特性等に応じて関連する人権問題について重点的な研修を行います。	①職員研修等を通じ、様々な人権課題について意識啓発を行います。 ②業務の特性等に応じて関連する人権問題については、要望に応じ研修講師等を派遣するなどして対応します。（幼稚園、保育所、福祉施設 等）	業務の特性等に応じて関連する人権問題については、要望に応じ研修講師等を派遣するなどして対応した。 ・幼稚園・保育所等訪問指導：24回、239人参加	引き続き、人権課題の最新の状況と関連職場等の研修ニーズの把握に努める必要がある。	①職員研修等を通じ、様々な人権課題について意識啓発を行います。 ②業務の特性等に応じて関連する人権問題については、要望に応じ研修講師等を派遣するなどして対応します。（幼稚園、保育所、福祉施設 等）	
	3	ワークショップ方式等の参加型研修要素を積極的に取り入れ、人権感覚の高揚を図ります。	①研修方法については、講義を聴講するだけでなく、積極的に研修に参加できるような方法を取り入れて実施します。 ②職員研修においては、グループ討議、助言者からの助言、リフレーミング等を実施し、工夫を重ねます。	①②教職員研修、学校訪問指導等のほとんどの研修でグループワーク等の参加型要素を盛り込んだ研修を行った。	概ね順調に推移 引き続き、各研修において参加型要素を盛り込むとともに参加者の意欲・関心が増大する研修手法の工夫に努める必要がある。	①研修方法については、講義を聴講するだけでなく、積極的に研修に参加できるような方法を取り入れて実施します。 ②職員研修においては、グループ討議、助言者からの助言、リフレーミング等を実施し、工夫を重ねます。	
	4	各職場・職員に対して、人権に関する情報を積極的に提供し、職場内研修や自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。	①関係機関からの情報提供を行ったり、県主催の研修や講座を職員研修としたりするなどして、職場内に受講した内容を持ち帰り広めます。 ②人権啓発広報紙「O n l y O n e」を職員へ回覧し、人権啓発を図ります。 ③「人権の観点からの公的表現の手引き」を職員へ周知し活用を図ります。	①関係機関からの情報提供を行ったり、県主催の研修や講座の案内を行い、職場内に受講した内容を持ち帰り広めるように務めた。 ②人権啓発広報紙「O n l y O n e」を職員へ回覧し、人権啓発を図った。年2回発行、緑SYS掲示板で全職員へ周知した。 ③「人権の観点からの公的表現の手引き」を職員へ周知し活用を図った。	概ね達成できた。	①関係機関からの情報提供を行ったり、県主催の研修や講座を職員研修としたりするなどして、職場内に受講した内容を持ち帰り広めます。 ②人権啓発広報紙「O n l y O n e」を職員へ回覧し、人権啓発を図ります。 ③「人権の観点からの公的表現の手引き」を職員へ周知し活用を図ります。	
	5	各学校・園及び「松江市人権教育研究会」との連携・協力の下、教職員一人一人の人権意識と差別に対する科学的認識を深める研修を計画的に実施します。	①教職員の人権意識を高めるため、各種教職員研修、人権教育講演会等を計画的に実施します。（再掲：「学校等における取組」重点的な取組3）	①教職員の人権意識を高めるため、各種教職員研修、人権教育講演会等を計画的に実施した。 ・教職員研修実施：4回、203人参加 ・講演会開催：1回	概ね順調に進捗。 引き続き、各校園の取組成果を、教職員研修に反映させる取組が必要である。	①教職員の人権意識を高めるため、各種教職員研修、人権教育講演会等を計画的に実施します。（再掲：「学校等における取組」重点的な取組3）	
	6	差別の現実から学ぶことを基本に、研修内容と方法の改善・充実を図ります。	①隣保館等と連携し、当事者の講話やフィールドワーク、グループ協議などの手法を取り入れた教職員研修を実施します。	①すべての教職員人権教育研修で、当事者の講話やグループ協議等を盛り込んだ研修を行った。	概ね順調に推移 引き続き、すべての教職員人権教育研修において、差別の現実から学ぶ研修手法を盛り込む。	①隣保館等と連携し、当事者の講話やグループ協議などの手法を取り入れた教職員研修を実施します。	
	7	各学校・園における研修の充実を図るために、人権に関する情報の提供・相談を積極的に行います。	①人権教育活動推進校・園及び人権教育小中一貫活動実施校における取組の成果を人権教育指導資料としてまとめ、他校への波及を図ります。 （再掲：「学校等における取組」重点的な取組2）	①人権教育活動推進校・園及び人権教育小中一貫活動実施校における取組の成果を人権教育指導資料としてまとめ、他校への波及を図った。 ・人権教育活動事業推進校園：13校園 ・小中一貫活動実施校：3学園 ・人権教育指導資料の作成	概ね順調に進捗。 引き続き、各校園の取組成果を、教職員研修、学校訪問等に反映させる取組が必要である。	①人権教育活動推進校・園及び人権教育小中一貫活動実施校における取組の成果を人権教育指導資料としてまとめ、他校への波及を図ります。 （再掲：「学校等における取組」重点的な取組2）	
	8	体罰と子どもの人権侵害等について理解が深まるよう、子どもの権利条約とかわらせて研修を充実します。	①人権教育主任等連絡協議会や松江市立学校・幼稚(保)園人権教育各種研修会において、こどもの権利条約について4つの柱の権利を中心に、研修を深めます。	①人権教育主任等連絡協議会や松江市立学校・幼稚(保)園人権教育各種研修会において、こどもの権利条約を研修内容に盛り込んだ。	概ね順調に進捗。 引き続き、各種研修において、こどもの権利条約についての研修機会を確保する必要がある。	①人権教育主任等連絡協議会や松江市立学校・幼稚(保)園人権教育各種研修会において、こどもの権利条約について4つの柱の権利を中心に、研修を深めます。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第2章 人権施策の推進と体制の整備
1 施策の推進

項目	番号	重点的な取組	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
6 市職員及び教職員等(特定職業従事者)に対する取組 基本方針P13～P15	9	教職員の指導力を高めるために、学校訪問等を積極的にを行います。	①中学校区ごとに、指導主事、教育指導講師が訪問し、授業公開や研究協議を通じて教職員の指導力向上を図ります。 ②保育所、幼稚園、小中学校、女子高への申請訪問指導を行い、人権教育の推進を図ります。 （再掲：「学校等における取組」重点的な取組1）	①中学校区ごとに、指導主事、教育指導講師が訪問し、授業公開や研究協議を通じて教職員の指導力向上を図った。 ・訪問回数：15校区、314人参加 ②保育所、幼稚園、小中学校、女子高への申請訪問指導を行い、人権教育の推進を図った。 ・訪問回数：26回、261人参加	概ね順調に進捗。 引き続き、人権課題の最新の状況を学校訪問に反映させる取組が必要である。	①中学校区ごとに、指導主事、教育指導講師が訪問し、授業公開や研究協議を通じて教職員の指導力向上を図ります。 ②保育所、幼稚園、小中学校、女子高への申請訪問指導を行い、人権教育の推進を図ります。 （再掲：「学校等における取組」重点的な取組1）	
	10	指定管理者については、人権にかかる研修が行われるように積極的に働きかけます。	①関係課と連携し、指定管理者への講師派遣等をすすめます。 ②「人権の観点からの公的表現の手引き」の周知を図ります。	①関係課と連携し、指定管理者への講師派遣や人権啓発DVDの貸し出しを行った。 ②「人権の観点からの公的表現の手引き」の周知を図った。	概ね達成できた。	①関係課と連携し、指定管理者への講師派遣等をすすめます。 ②「人権の観点からの公的表現の手引き」の周知を図ります。	
	11	松江市立病院では、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、人権にかかる研修を実施します。	①全職員を対象に、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に関する研修を実施します。	①全職員（病院職員、委託業者職員）を対象に研修を実施 ・研修回数 22回、受講者数 887人	順調に進捗	①全職員を対象に、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に関する研修を実施します。	・松江市立病院基本方針 ・患者の権利宣言
	12	医療・福祉関係者等については、適宜事業者の特性を踏まえた研修にあわせ、人権にかかる研修が行われるように働きかけます。	①松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会会員企業の中の医療や福祉関係者に対しては、研修や出前講座を実施したり、人権研修に使用できるDVDや講師派遣等について情報提供を行います。	①医療や福祉関係者に対して、出前講座を実施した。	概ね達成できた。	①松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会会員企業の中の医療や福祉関係者に対しては、研修や出前講座を実施したり、人権研修に使用できるDVDや講師派遣等について情報提供を行います。	